

市民大学事業再構築の方向性について⑤

第5回までの運営協議会では、市民大学の基本理念やプログラムの方向性、学習領域などについて議論してきました。第6回運営協議会では、市民大学の内容を決定していく際の手順や役割などについて、特に現状の確認と課題について議論します。

1 前提

市民大学事業は、市民生活の実情やさまざまな市民活動から発生する学習欲求に適切に対応していくため、市民のアイデアを取り入れて市民と共にプログラムをつくりあげる、市民参加によるプログラムづくりを基本としています。

2 現状

(1) 企画・運営手順

近年の市民大学は、単年度単位で、次のような手順で企画・運営している。

	生涯学習センター 運営協議会	プログラム会議	事業実施
8月			後期講座受講生募集
9月	次年度の当初予算要求 に向け考え方を提示、 意見をいただく		後期講座実施 (受講者アンケート の実施)
10月			
11月	次年度の市民大学事業 計画案を提示、意見を いただく	プログラム委員決定	
12月		全体会議で、次年度の 事業計画案、プログラ ム開発指針、スケジュ ール等を説明	
1月		プログラムの検討 ・前期：2月まで ・後期：3月まで	
2月			
3月			
4月			前期講座受講生募集
5月			前期講座実施 (受講者アンケート の実施)
6月			
7月			

(2) 企画・運営に関する役割

市民大学の方針や具体的な講座内容（プログラム）の決定は、市職員だけではなく、生涯学習センター運営協議会とプログラム委員の意見を聞きながら決定している。

役割としては、市民大学全体の方向性や、事業計画については生涯学習センター運営協議会に、事業計画に基づいた学習分野ごとの具体的な講座内容は、プログラム委員に意見を聞きながら決定することとなっている。

役割に関する根拠については、次のとおり。

ア 生涯学習センター運営協議会

- ・生涯学習及び社会教育に係る講座、講演会等の内容及び成果に関すること。
(生涯学習センター運営協議会設置要綱)

イ プログラム委員

- ・プログラムに関し、助言を受け、又は意見を聴取するため、まちだ市民大学HATSプログラム委員を置く。(まちだ市民大学HATS事業実施要領)
- ・委員と職員からなる会議（以下、「プログラム会議」という。）に出席し、町田市生涯学習センター条例施行規則第2条第1項第2号に規定するプログラム（以下「プログラム」という。）の開発に関し、必要な助言、または提言を行う。
(まちだ市民大学HATSプログラム委員選任要領)
- ・各講座の内容は、市民ニーズに対応するものであることを基本として、プログラム委員と生涯学習センター職員による検討の後、町田市教育委員会が決定する。
(まちだ市民大学HATS事業プログラム開発指針)

3 課題

(1) 手順に関する課題

ア PDCAサイクルのCとAがない

- ・年度単位で計画と実施を繰り返す手順となっているため、検証と見直しのタイミング（月単位・年単位）が不明瞭である。

イ 市民大学事業単位で検証する機会がない

- ・現状では、振り返りをできる機会は、講座受講後の受講者アンケートと、次年度の講座に向けたプログラム会議のみであるため、抽出される課題は、講座単位の細かい事項が中心となる。
- ・中期的な方針、計画がないため、市民大学事業を俯瞰して考える機会がなく、事業のあり方や全講座に共通する課題が抽出しにくい。

(2) 役割に関する課題

ア 生涯学習センター運営協議会からの意見を反映しにくい

- ・生涯学習センター運営協議会からは、事業計画を付議した際に学習分野などに対する意見をいただくが、現在の事業計画は単年度計画であるため、その意見を踏まえて検証する枠組みがない。

◎基本理念・学習領域 → (方針・中期計画) → 単年度計画・プログラム

イ プログラム委員の任期が単年度である

- ・運用で複数年の任期を務めていただいているため実害は少ないが、任期が1年のため、プログラム開発に係わった後、実施結果を踏まえて検証し、次年度の検討に反映させることが制度上は考慮されていない。

ウ プログラム委員の人選が困難である

- ・プログラム委員の任期は1年であり、有識者は4回まで更新(計5年まで)、市民大学の修了者は2回まで更新(計3年まで)できている。しかし、有識者は更新の上限を超えても後任を選出できないことも多く、引き続きプログラム委員を努めなければならないことも多い。

エ 市民意見の反映が、受講者に限られる。

- ・市民大学に関する具体的な市民の意見は、プログラム委員から、もしくは受講者アンケートから集めている。このため、意見を率直に反映していくと、受講者が好む市民大学の内容となっていく、受講していない市民の希望とは乖離していく恐れがある。

4 改善の方向性

(1) 手順に対する改善の方向性

- ・中期的な実施計画や実施方針について

(2) 役割に対する改善の方向性

- ・役割やプログラム委員の委員選出について
- ・受講していない方も含めた市民意見の反映について